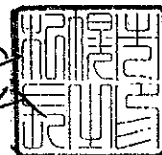


札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第11号

札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部を改正する条例
札幌市区保育・子育て支援センター条例（平成26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条を次のように改める。

（事業）

第4条 区保育・子育て支援センター（札幌市立認定こども園にじいろ（以下「にじいろ」という。）及び札幌市南区保育・子育て支援センター（以下「南区センター」という。）を除く。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項及び第2項の規定による保育
- (2) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第1号に掲げる事業
- (4) 支援法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）に係る事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (6) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）
- (7) その他施設の設置目的を達成するために必要な事業

2 にじいろは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成18年法律第77号)第2条第7項の規定に基づく事業

- (2) 前項第2号から第6号までに掲げる事業
- (3) その他施設の設置目的を達成するために必要な事業

3 南区センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)第138条の23第8号に規定する小規模保育事業A型(以下「小規模保育事業」という。)
- (2) 第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事業
- (3) その他施設の設置目的を達成するために必要な事業

(2) 第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 南区センターにおいて行う乳児等通園支援(支援法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。以下同じ。)については、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、1時間につき、300円とする。

3 前条第4項の規定は、第1項の使用料について準用する。

(3) 第13条第3項第2号中「及び」を「、」に、「の実施」を「及び乳児等通園支援事業の実施」に改める。

(4) 第14条第1項中「又は時間外保育」を「、時間外保育又は乳児等通園支援」に改め、同条第2項中「第7条第1項」の次に「及び第7条の2第1項」を加え、同条第3項中「同条第3項に」の次に「、乳児等通園支援の利用にあつては第7条の2第2項に」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。